

令和4年度 川越市 省エネエアコン普及促進事業補助金 申請の手引き



省エネ性能の高いエアコンで家庭の電力消費を抑えることを目的に、統一省エネルギーラベル4つ星以上のエアコンを新規又は買い替えにより設置される方（一世帯につき一台）を対象に、先着順にて補助金を交付します。

※国や県等が実施するほかの補助金等との併用はできません。

申請受付期間

令和4年5月23日（月）午前8時30分から
令和4年11月30日（水）午後17時15分（必着）

補助対象設備

次の基準を満たす「省エネエアコン」

- ・統一省エネルギーラベル4つ星以上（右図①）
- ・省エネ基準達成率114%以上（右図②）

※該当製品は、「統一省エネルギーラベル」又は

「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/>)で確認することができます。

【統一省エネルギーラベル】



補助金額

下記の補助金額表に掲げる補助基本額に加算額を加えた合計額（最大8万円）

（補助対象経費※1の3分の2の額が上記合計額を下回る場合は、補助対象経費の3分の2の額（千円未満切り捨て）が補助金額となります。）

【補助金額表】

		要件等	補助額
①	補助基本額（市外）	市外店舗で購入した場合	10,000円
②	補助基本額（市内）	市内店舗で購入した場合	30,000円
③	高齢者世帯加算※2	高齢者世帯が市内店舗で購入した場合	20,000円
④	市内個人店舗加算※3	市内個人店舗で購入した場合	30,000円

※1 補助対象経費は、省エネエアコンの本体価格及び設置費用の税込み価格です。

買い替えの場合の既存エアコンの撤去費用等は対象外です。

※2 申請日時時点で65歳以上の者のみで構成される世帯を高齢者世帯とします。

※3 中小企業法に規定される中小企業に該当する事業者の店舗が対象となります。

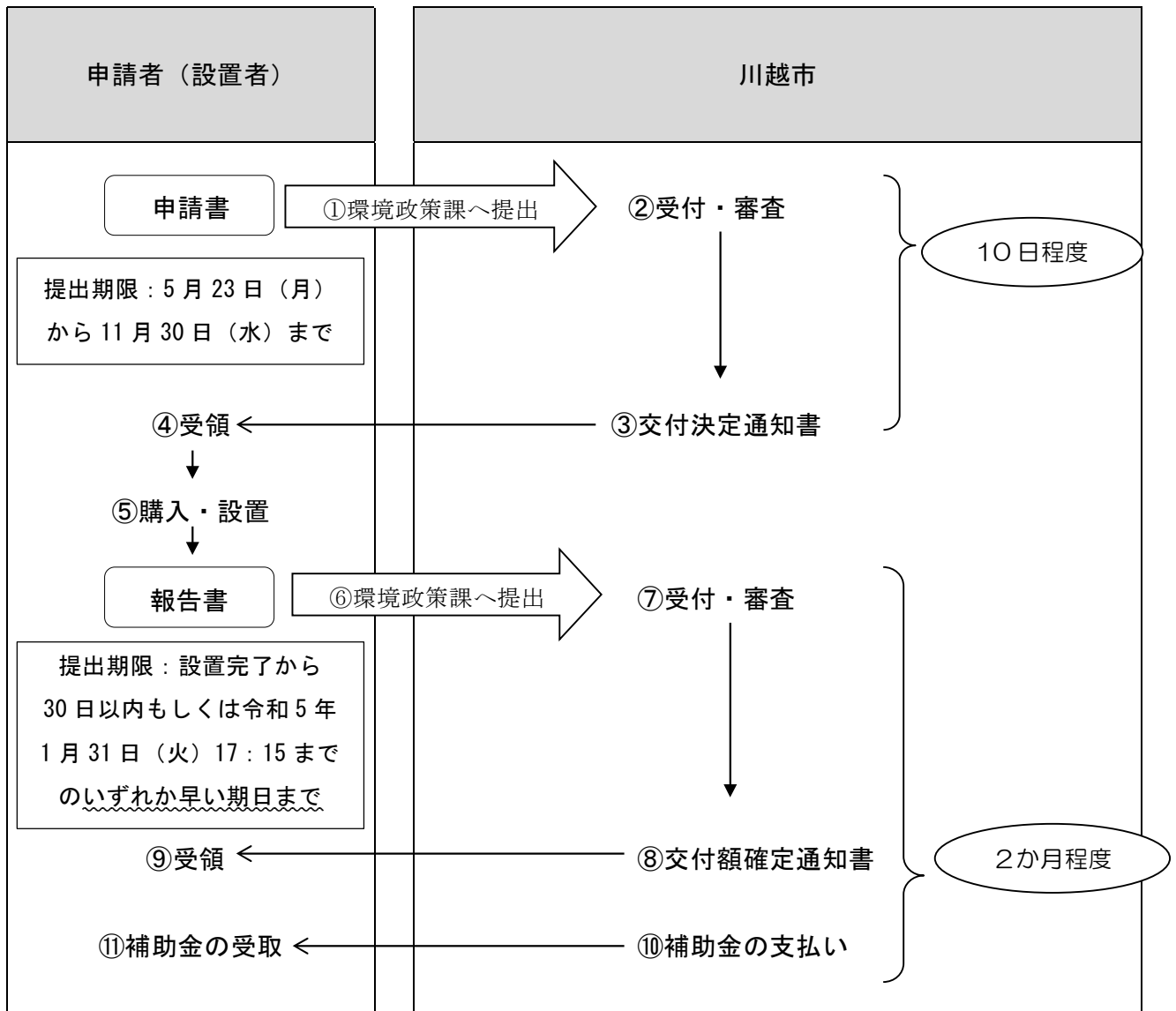
補助金額の計算の仕方

区分	算定内訳	補助金額
市外店舗で購入する場合	補助金額表①	10,000円
65歳未満の方が市内店舗で購入する場合	補助金額表②	30,000円
65歳未満の方が市内個人店舗で購入する場合	補助金額表②+④	60,000円
高齢者世帯の方が市内店舗で購入する場合	補助金額表②+③	50,000円
高齢者世帯の方が市内個人店舗で購入する場合	補助金額表②+③+④	80,000円

補助の対象者

- (1) 令和4年12月31日までの間に、補助対象設備の省エネエアコン（新品に限る）を新規又は買い替えにより購入し、自らが居住する住宅に設置する方
- (2) 申請書提出の時点で川越市に住民登録があり、市税（市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等）に滞納がない方

1 手続きの流れ



《注意》申請後、交付決定を受けてから購入・設置しなければなりません。

申請書提出前に購入した場合は対象外となります。

2 書類の記入・提出上の注意

- ◆書類の記載には、黒または青のボールペンを使用してください。消せるボールペンの使用は認められません。
- ◆記載内容を訂正する場合は、修正液・修正テープは使用せず、二重取り消し線を引いて訂正してください。
- ◆一度ご提出いただいた書類はお返しできません。
- ◆提出していただく各種添付書類及び口座は申請者本人である必要があります。

3 交付申請について

◆ 提出方法

申請受付期間中（令和4年5月23日（月）から令和4年11月30日（水））に申請書に必要書類を添えて提出してください。

提出方法は、市役所環境政策課（本庁舎5階）へ直接持参していただくか、郵送によりご提出をお願いします。郵送にて申請書をご提出される方は、**簡易書留又はレターパックプラス**により郵送してください。

※受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねますので、ご承知おきください。

※受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は、超えた日に到着した交付申請書（不備があるものを除く）の中から、抽選により補助金交付対象者等を決定します。

※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。

◆ 提出書類

(1) 申請書（様式第1号）

(2) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

※設置する省エネエアコンのメーカー名、機種名、機種型番、設置に要する費用等の各金額、購入予定店舗が分かる書類とします。

(3) 申請者の世帯全員の住民票（コピー不可、発行から**3か月以内のもの**）

※マイナンバーが記載されていないものをご提出ください。

※手数料が200円かかります。

(4) 納税証明請求書兼証明書（発行から**1か月以内のもの**）

※誤って、課税証明書や市県民税のみの納税証明を取得される方がいらっしゃいます。必ず市税すべてに滞納がないことの証明書を取得してください。

《納税証明請求書兼証明書を取得する方法》

○所定の様式（納税証明請求書兼証明書）を収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。なお、川越駅西口連絡所での受付時間は平日9時30分～17時15分までとなります。平日17時15分以降及び土曜日は発行できません。

○納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書を持参してください。

○証明手数料が200円かかります。

○代理の方が取得する際には、所定の納税証明書用の委任状の提出及び代理の方の公的な身分証明書の提示が必要です。

※詳しくは収税課へお問い合わせください。

4 交付決定

市は、申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者を対象に、交付決定の通知をします。原則、申請者は、交付決定を受けてから購入・設置工事に着手してください。

なお、申請を受け付けた場合であっても予算の範囲を超えた等の理由により交付することが出来ない場合は、不交付決定の通知を送付します。

5 報告書の提出について

◆ 提出期限

設置完了後30日以内もしくは令和5年1月31日（火）午後5時15分のいずれか早い期日まで

《注意》

令和5年1月31日（火）は最終期限です。設置が完了したら速やかに提出してください。報告書は、必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態とした上で提出しなければなりません。最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

◆ 提出書類

(1) 報告書（様式第4号）

※用紙は交付決定通知とともに申請者へ送付します。

(2) 購入費等の支払いを証する書類（購入金額、購入日、省エネエアコンの製品名（型番）及び販売店名が記載されているものに限る。）の写し

(3) 製造メーカーが発行した省エネエアコンの保証書の写し

(4) 振込先の口座情報が分かる通帳もしくはキャッシュカードのコピー（申請者本人の口座に限る。）

◆ 提出方法

市役所環境政策課（本庁舎5階）へ直接持参していただくか、郵送によりご提出をお願いします。郵送にて申請書をご提出される方は、**簡易書留又はレターパックプラス**により郵送してください。

6 補助金額の確定

市は、報告書類の審査等により、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

また、報告書類を審査したうえで必要がある場合には、現地調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。

確定された補助金は、審査等の後、申請者が指定した金融機関の口座（申請者本人の口座に限ります。）に振り込まれます。

※申請者（設置者）は、補助金を受領し設置した設備について、設置完了から5年間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分、譲渡等をおこなう場合には、あらかじめ環境政策課へご相談ください。

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当
〒350-8601 川越市元町1-3-1
電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800